

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例			
主管課	財政課（建築住宅課、義務教育課）			
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号） ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年10月1日施行） ・ 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年7月1日施行） 			
<p>【改正の概要】</p> <p>1 建築基準法関係 法改正による条項ずれに伴う規定整備</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 建築行為を伴わない既存住宅の認定基準に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の新設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</td> <td style="width: 50%;">既存の1戸建て 22,300円 ほか</td> </tr> </table> <p>3 教育職員免許法関係 教員免許更新制の廃止に伴う免許状更新申請手数料等の規定の削除 法改正による条項ずれに伴う規定整備</p>			長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	既存の1戸建て 22,300円 ほか
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	既存の1戸建て 22,300円 ほか			
施行日	1、3は公布の日、2は令和4年10月1日			
【その他参考事項】				

